

第6章 その他の見直し項目に係る検討

6 - 1 化学物質管理指針

6-1-1 化学物質管理指針の状況

(1) 国における化学物質管理指針の状況

化学物質管理指針に関する条項

化管法等における化学物質管理指針に関する条項を表 6-1 に抜粋した。主務大臣によって策定された指針に従って「管理に努める」という内容である。

表 6-1 化管法等における化学物質管理指針に関する条項(抜粋)

条項	内容	
化管法 第三条の一	主務大臣は、事業者による 化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため 、(中略)、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質等(以下、「指定化学物質等」という。)の管理に係る措置に関する指針(以下「化学物質管理指針」という。)を定めるものとする。	
化管法 第三条の二	化学物質管理指針においては、次の事項を定めることとする。 (後略)	
化管法 第四条	事業者の責務	指定化学物質等取扱事業者は(中略)、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう 努めなければならない 。

化学物質管理指針の概要

化管法第三条の一に基づいて定められた化学物質管理指針の構成について表 6-2 に整理した。第一及び第二の一において、「管理方針」と「管理計画」の策定についての記載がある。「管理方針」の具体的内容については化学物質管理指針では特に記載はない。また、「管理計画」についても、具体的内容については以下の記載があるのみである。

化学物質管理指針 第一の一 (2) 管理計画の策定

指定化学物質等取扱い事業者は上記(1)により定めた方針に即して、**指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画**(以下、「管理計画」という。)を策定すること。

表 6-2 化学物質管理指針の構成

第一 指定化学物質の製造、使用等に係る整備の改善	一 化学物質管理の体系化	(1)化学物質管理の方針の策定
		(2)管理計画の策定
		(3)管理計画の実施
		(4)管理の状況の評価と方針等の見直し
	二 情報の収集、整理等	(1)指定化学物質等の取扱量等の把握
		(2)指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集
三 管理対策の実施	(1)整備点検の実施	
	(2)指定化学物質を含有する廃棄物の管理	
	(3)設備の改善等による排出の抑制	
	(4)主たる工程に応じた対策の実施	
第二 指定化学物質の製造の過程における回収、再利用等の合理化	一 化学物質管理の体系化、情報の収集、整理等	(第一の一、二に含めて実施する)
	二 化学物質の使用の合理化対策	(1) 工程の見直し等による合理化 (2)主たる工程に応じた対策の実施
第三 指定化学物質管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進		(1)体制の整備
		(2)情報の提供等
		(3)国民の理解の増進のための人材の育成
第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用		(1)体制の整備等
		(2)情報の活用

資料:環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/law/hourei.pdf>)に基づいて作成した。

(2) 地方自治体における化学物質管理指針の策定状況

自治体アンケートにおいて、地方自治体における独自の化学物質管理指針の策定状況を調査した結果、68自治体中18件の自治体で策定しているとの回答があった。また、管理指針等による管理計画を届出・活用している自治体は14件あった(【参考資料1】参照)。

上記の結果を踏まえ、自治体ごとの化学物質管理指針の内容をホームページ等で確認した結果を表6-3に示す。ここでは、アンケートに回答した自治体のうち、施行時期が未定だった富山県と富山市は省略し、逆にアンケートで「事業者向けの管理指針」には回答がなかったが、条例において指針に関する記載のあった大阪府を追加する形で合計17自治体について整理した。ただし、化管法の施行前に施行されている指針もあるため、必ずしも化管法における管理指針を補足するために定められているわけではないことに留意が必要である。

表6-3によると、一定の要件を満たした場合に管理計画を届出させている自治体が多かった。届け出られた管理計画に基づく地方自治体の立入検査、指導など権限を規定している場合はなかったが、札幌市では届出を行わない場合に勧告し、勧告に従わない場合には事業者名を公表するという規定が設けられていた。

また、自治体ヒアリングによれば、取扱量と排出量・移動量のバランスが悪いときに届け出られた管理計画を参照するという自治体が1件あったが、多くの自治体では管理計画自体の積極的な活用は行っていなかった。また、事業者の自主性を尊重するために、管理計画に記載された削減目標の達成はあえて要求しないという自治体が1件あった。

表 6-3 各地方自治体における化学物質管理指針の概要(その1)

都県	管理規定の分類			条例		管理指針に関連した条例等の内容			
	努力規定	管理書の作成	管理書の届出	条例名	管理に係る条項	条例の内容 (事業者の責務のみ抜粋)	規則の内容	指針の施行時	知事が定める管理指針の内容
北海道				-	-	-	-	H6.7	北海道における高度技術の利用に伴う化学物質管理に関する環境保全指針 1) 環境保全組織の整備 2) 化学物質等の適正管理 3) 化学物質の保管方法等 4) 施設の保守管理、改修等 5) 化学物質等を含む産業廃棄物の適正処理及び減量化 6) 情報の収集及びその整理 7) 周辺環境等の把握 8) 環境保全教育
札幌市	-			札幌市生活環境の確保に関する条例	化学物質の適正管理(第83条～第89条)	・ 排出の抑制と事故の防止を図るため適正な管理を行うこと ・ 一定要件を満たす場合、排出量及び化学物質自主管理マニュアルを届出ること	則第46条～第48条 排出量等の届出の要件等	H15.2	札幌市化学物質適正管理指針 1) 目的 2) 化学物質の排出量の把握 3) 化学物質の適正な管理 4) 化学物質自主管理マニュアルの作成(事故災害の防止対策等)
福島県			-	福島県生活環境の保全等に関する条例	化学物質の適正管理(第7条)	事業者の責務としての記述はなし(県は適正管理指針の作成等を行う)	(規則では規定なし)	H10.9	福島県化学物質適正管理指針 1) 適正管理(製造量等の記録及び保管、事故時の対応) 2) 排出抑制対策
茨城県			-	茨城県生活環境の保全等に関する条例	化学物質の適正管理(第55条～第57条)	・ 知事が定める環境指針に留意し、適正管理に努める ・ 事故時の措置と報告	(規則では規定なし)	H17.10	茨城県化学物質適正管理指針 1) 適正管理 2) 回収、再利用、その他の使用の合理化 3) 事故防止対策 4) 県民の理解の増進

注:「管理規定の分類」の内容は以下のとおり。

努力規定:適正管理指針に基づいた適正管理は努力規定

管理書作成:適正管理指針に基づいた管理計画書などの作成が必要(事業所要件で限定される場合も、任意の場合は)

管理書届出:適正管理指針に基づいた管理計画書などの届出、知事の求めに応じた報告が必要(事業所要件で限定される場合も、任意の場合は)

表 6-3 各地方自治体における化学物質管理指針の概要(その2)

都県	管理規定の分類			条例		管理指針に関連した条例等の内容			
	努力規定	管理書の作成	管理書の届出	条例名	管理に係る条項	条例の内容 (事業者の責務のみ抜粋)	規則の内容	指針の施行時	知事が定める管理指針の内容
群馬県	-			群馬県の生活環境を保全する条例	化学物質の適正な管理の推進(第118条～第119条)	・ 適正な管理に努める	(規則では規定なし)	H11.7	群馬県化学物質環境安全管理指針 自主的な環境安全管理の推進 1) 化学物質環境安全管理組織の整備 2) 事故等による環境汚染防止 3) 地域社会との連携 4) 自主管理マニュアルの作成 5) 特別管理物質の取扱量の記録 6) 管理目標の設定及び自己監視 7) 環境への排出抑制
埼玉県	-			埼玉県生活環境保全条例	特定化学物質の適正な管理(第71条～第75条)	・ 知事が定めた指針に基づいて、取扱い等の状況を把握し、適正な管理に努める ・ 管理の状況について情報を公開し、県民の理解に努める ・ 取扱い量の把握と届出 ・ 管理指針に基づいた手順書の作成と届出	則 第51条～第59条 対象物質や業種や届出の時期等	H14.4	特定化学物質取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針 1) 対象化学物質の種類、目的等 2) 取扱施設の平面図 3) 管理方法(方針、計画、体制など) 4) 排出抑制及び使用合理化 5) 情報提供 6) 事故防止対策
千葉県	-	-	-	千葉県環境保全条例	化学物質等の適正な管理のための施策(第9条)	事業者の責務としての記述はなし(県は事業者に対して、削減対策の推進と適正な管理の普及啓発を進める)	(規則では規定なし)	H9.4	千葉県化学物質環境管理指針 1) 排出量の把握 2) 環境リスクの評価 3) 排出抑制対策の推進 4) 事故時等の漏洩防止対策 5) 漏洩対策 6) 管理体制 7) 廃棄物の適正処理 8) 記録の保存 9) その他

注:「管理規定の分類」の内容は以下のとおり。

努力規定: 適正管理指針に基づいた適正な管理は努力規定

管理書作成: 適正管理指針に基づいた管理計画書などの作成が必要(事業所要件で限定される場合も、任意の場合は)

管理書届出: 適正管理指針に基づいた管理計画書などの届出、知事の求めに応じた報告が必要(事業所要件で限定される場合も、任意の場合は)

表 6-3 各地方自治体における化学物質管理指針の概要(その3)

都県	管理規定の分類			条例		管理指針に関連した条例等の内容			
	努力規定	管理書の作成	管理書の届出	条例名	管理に係る条項	条例の内容 (事業者の責務のみ抜粋)	規則の内容	指針の施行時	知事が定める管理指針の内容
東京都	-			都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	化学物質の適正管理等(第108条～第112条)	・知事が定めた指針に基づいて、取扱等の状況を把握し、適正な管理に努める ・取扱量等の把握と届出 ・管理指針に基づいた管理方法書の作成と届出	則 第51条～第52条 対象物質や業種や届出の時期等	H13.9	東京都化学物質適正管理指針 1) 使用量の把握 2) 適正管理
神奈川県	-			神奈川県生活環境の保全等に関する条例	化学物質の適正な管理(第39条～第42条)	・管理体制の整備、情報収集、取扱量等の把握、削減対策等により適正な管理に努める ・安全性影響度評価を行う ・管理目標と取扱量等の届出	則 第40条 管理目標については以下の項目を盛り込む 1) 対象化学物質名 2) 削減の指標項目 3) 目標の達成予定期間	H17.4	化学物質の適正な管理に関する指針 1) 適正管理の実施 2) 事故時の対策 3) 廃棄物の適正管理 4) 化学物質の安全性影響度に関する指針 5) 影響度の算定方法など
横浜市	-			横浜市生活環境の保全等に関する条例	化学物質の適正な管理(第40条～第44条)	・適正な管理に努める	則 第42条 ・対象事業者の範囲 ・管理状況、取扱状況、受入量以外に市長が報告を求められることができる事項	H15.4	化学物質の適正な管理に関する指針 1) 化学物質管理方針の策定 2) 管理計画の策定 3) 適正管理のための配慮事項(事故時の措置、情報整理、製造量等の把握など)
川崎市	-			川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	化学物質の適正な管理(第92条～第97条)	・自主管理マニュアルを作成する	則 第79条 特定化学物質の種類	H12.12	化学物質の適正な管理に関する指針 1) 管理体制の整備 2) 情報の収集及び整理 3) 受入量等の把握 4) 使用量等の少ない技術等の導入 5) 適正な処理技術等の導入 6) 自主管理目標等の設定 7) 報告 8) 公表 9) 指導・助言 10) 支援措置

注:「管理規定の分類」の内容は以下のとおり。

努力規定:適正管理指針に基づいた適正管理は努力規定

管理書作成:適正管理指針に基づいた管理計画書などの作成が必要(事業所要件で限定される場合も、任意の場合は)

管理書届出:適正管理指針に基づいた管理計画書などの届出、知事の求めに応じた報告が必要(事業所要件で限定される場合も、任意の場合は)

表 6-3 各地方自治体における化学物質管理指針の概要(その4)

都県	管理規定の分類			条例		管理指針に関連した条例等の内容			
	努力規定	管理書の作成	管理書の届出	条例名	管理に係る条項	条例の内容 (事業者の責務のみ抜粋)	規則の内容	指針の施行時	知事が定める管理指針の内容
愛知県	-			県民の生活環境の保全等に関する条例	化学物質の適正な管理(第67条～第71条)	・取扱量の把握 ・特定化学物質等管理書の作成 ・事故時の措置	則 第77条～第79条 届出要件、内容等	H15.10	化学物質適正管理指針 1) 管理の方法 2) 事故時の措置 3) 県民への情報の提供
名古屋市	-			市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	化学物質の適正な管理(第46条～第51条)	・適正管理 ・取扱量等の把握、報告 ・特定化学物質管理書の作成 ・事故時の措置	則 第43条～第47条 届出要件、内容等 分類名での届出	H16.4	化学物質適正管理指針
京都府	?	?	?	-	-	-	-	H9.4	京都府化学物質適正管理指針 (詳細不明)
大阪府	-			大阪府生活環境の保全等に関する条例	化学物質の適正な管理(第40条)	・指針に基づく適正な管理	(規則では規定なし)	H7.5	大阪府化学物質適正管理指針 1) 管理規定類の作成 2) 管理組織の整備 3) 適正管理 4) 従業員教育 5) 事故時の措置
徳島県		-	-	徳島県生活環境保全条例	指定化学物質の適正な管理(第93条～第94条)	・指針に基づく適正な管理 ・取扱量の把握・報告	則 第64条 取扱量等の把握要件	H17.10	指定化学物質適正管理指針 1) 適正な管理 2) 県民の理解増進 3) 事故時の措置 4) ISOとの関係
佐賀県		-	-	佐賀県環境の保全と創造に係る条例	指定化学物質の適正な管理(第38条～第39条)	・指針に基づく適正な管理		H16.3	指定化学物質の適正な管理のための措置に関する指針 1) 適正管理 2) 事故時の措置 3) リスクコミュニケーション 4) 管理体制の整備 5) ISOとの関係

注:「管理規定の分類」の内容は以下のとおり。

努力規定:適正管理指針に基づいた適正管理は努力規定

管理書作成:適正管理指針に基づいた管理計画書などの作成が必要(事業所要件で限定される場合も、任意の場合は)

管理書届出:適正管理指針に基づいた管理計画書などの届出、知事の求めに応じた報告が必要(事業所要件で限定される場合も、任意の場合は)

6-1-2 化学物質管理指針の見直しに係る検討

(1) 化学物質管理指針に関する総務省からの勧告

平成 17 年 5 月 2 日に総務省から化管法の関係 5 省に対して「管理方針等に基づく化学物質の自主管理の促進」等についての勧告が行われた。これは、管理指針に基づいた管理方針等の策定が必要な 219 事業者について総務省が調査した結果、管理方針等が未策定だった事業者が多かったことを受けて(表 6-4 参照)、「**事業者に対し、講習会、事業者団体等を通じて、管理方針等の策定及びその必要性について一層の周知を図ること。**」という内容で勧告が行われたものである。

表 6-4 総務省調査結果による事業者における管理指針等の策定状況

調査対象事業者数 (A)	管理方針		管理計画	
	(A)のうち、管理 方針未策定数 (B)	割合 =(B)/(A)	(A)のうち、管理 計画未策定数 (C)	割合 =(C)/(A)
219	120	54.8%	122	55.7%
うち製造業 175	93	53.1%	94	53.7%

資料: 総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050502_3.html

(2) 地方自治体の意見

化学物質管理指針や化学物質管理計画に関する意見は 68 自治体中、9 件あり、管理計画策定又は届出提出を義務づけて欲しいという意見が 5 件、その他、内容に関する意見、国による化学物質管理への支援に関する意見が数件あった(「[参考資料1] 3. 集計結果(4) 制度のあり方に関する意見」を参照)。

(3) 地方自治体における調査結果

川崎市は管理計画(川崎市では「自主管理マニュアル」と称されている)の策定状況の調査を事業者に対して行っており、結果が川崎市ホームページにて公表されている。
http://www.city.kawasaki.jp/30/30kagaku/home/kagaku/tekiseikanri/question_1.htm#manyu

その結果の概要は下記のとおりである。

< 管理計画の策定状況: 回答事業所数 135 件 >

- ・ 管理計画を策定(76 件、56%)
- ・ 今後作成する予定がある(21 件、16%)
- ・ 作成する予定がない(38 件、28%)

< 管理計画を策定していない理由: 回答数 44 件 >

- ・ その他の規定で自主管理を実施しているため(22 件、50%)
- ・ 管理計画がなくても自主管理が可能であるため(7 件、16%)
- ・ 既に十分な対策を講じているため(6 件、14%)

(4) 考察

以上の状況から、各事業者では管理方針、管理計画の作成が徹底されていない可能性が高いことが示唆された。法の趣旨に鑑みて、事業者における化学物質への自主的取組には管理指針に基づく管理方針や管理計画の作成は重要であるため、何らかの方法で徹底を図る必要があるが、必ずしも政省令の改正で対応すべき問題とは限らないため、政省令の改正において対応すべき問題かについて十分に検討を行う必要がある。

仮に政省令で対応する場合には、以下のような対応が考えられる。

- ・ 国への届出の義務づけ
- ・ 国又は地方自治体の求めに応じた報告を義務づけ

また、地方自治体における管理計画では、様式を設けている場合や計画に記載すべき事項を定めている場合があった。化管法における化学物質管理指針においても、管理計画等について詳細に規定すべきかについては、必要性の有無も含めて検討を行う必要がある。特に地方自治体で目立ったのは事故時の対応についての記載であり、具体的な追加項目の候補になると考えられる。

6 - 2 地方自治体の役割

6-2-1 役割の状況

(1)法令における規定

化管法における地方自治体の位置づけの定義を表 6-5 に示す。法令上は、都道府県が届出の経由事務を担当することとなっており、その役割は限定的なものである。

表 6-5 化管法における地方自治体の位置づけに係る規定

条項	規定の内容	
法 第五 条 第二 項	排出量等の把握 及び届出	第一種指定化学物質等取扱事業者は、(中略)前年度の第一種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を 主務大臣に届け出なければならない。
法 第五 条 第三 項	排出量等の把握 及び届出	前項の規定による届出(次条第一項の請求に係る第一種指定化学物質に係るものを除く。)は、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する 都道府県知事を経由して行わなければならない。 この場合において、当該都道府県知事は、当該届出に係る事項に関し意見を付することができる。

(2)化管法の運用実態

法の規定上は、都道府県は届出書の経由事務を担当することとされているが、実際の運用実態としては、都道府県の役割は多岐にわたっている。ここでは、政令指定都市等を含め、届出の経由事務を担当することとなっている 68 自治体に対するアンケート調査等の結果に基づき、確認された自治体の役割の例を以下に示す。

- ・ 事業者から届け出られた様式チェックや数値の妥当性の精査
- ・ 事業者からの PRTR 制度に関する問い合わせ対応
- ・ 届出要件該当に関する相談
- ・ 電子情報処理組織における認証ID・パスワードの事業者への送付
- ・ 業所管大臣からの疑義を届出事業者に問い合わせ
- ・ 未届出事業者の発見・届出励行

6-2-2 他法令との比較

(1) 他法令における地方自治体の位置づけ

化学物質に係るその他の法律についての自治体の位置づけについて、表 6-6 のとおり整理した。例に挙げた他法令では規制を目的としているため、事業者の自主管理という化管法とは趣旨が異なるため単純に比較することはできないが、現場で業務を担っており、事業者への指導等を行うに必要な自治体への権限・役割が明確に示されている。

表 6-6 化学物質に係る他法令における自治体の位置づけ

法令	条項	内容
大気汚染防止法	法第六条 (ばい煙発生施設の設置の届出)	ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を 都道府県知事に届け出なければならない。
	法第十四条 (改善命令)	都道府県知事は 、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、(中略) 当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。
	法第二十六条 (報告及び検査)	環境大臣又は 都道府県知事は 、この法律施行に必要な限度において、(中略)排出等作業の状況その他必要な事項の 報告を求め 、(中略)排出者の工場若しくは事業上若しくは特定工場の 場所に立ち入り 、(中略)特定工事に係る建築物その他の物件を 検査させることができる。
水質汚濁防止法	法第五条 (特定施設の設置の届出)	工場又は事業場から公共水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を 都道府県知事に届け出なければならない。
	法第十三条 (改善命令等)	都道府県知事は 、排水水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水水を排出するおそれがあると認めるときは、(中略) 特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ 、又は 特定施設の使用若しくは排水水の排出の一時停止を命ずることができる。
	法第二十二条 (報告及び検査)	環境大臣又は 都道府県知事は 、この法律の施行に必要な限度において、(中略)必要な事項に関し 報告を求め 、又はその職員にその者の 特定事業場に立ち入り 、特定施設その他の物件を 検査させることができる。

注：大気汚染防止法では「ばい煙」について示している条文を例に挙げたが、「揮発性有機化合物」、「粉じん」についても同様である。

6-2-3 自治体の役割に係る検討

(1)自治体からの要望

化管法における地方自治体の役割については、現状より強化することを求める意見と、逆に限定的な役割とするよう求める意見が混在していた。68 自治体を対象にしたアンケート調査では、延べ件数として以下のとおりであった。

- | | |
|------------------------|-----|
| ・ 自治体の法令上の立場の明確化 | 4 件 |
| ・ 届出励行を目的とした立入権限の付与 | 3 件 |
| ・ 事業者への指導を目的とした立入権限の付与 | 3 件 |
| ・ 事業者への照会は国が直接行うべき | 4 件 |

その他の主な意見を以下に示す。

<役割について>

- ・ 法所管大臣、業所管大臣(NITE)、県、市の適正な事務の分担(NITE の役割の明文化など)
- ・ 届出の周知、指導、データの修正は国で実施
- ・ 地方自治法上の法廷受託事務を希望
- ・ 国として集計データに基づき化学物質の現状の問題点を明らかにし、対応・方針を講ずるべき
- ・ 国からの財政措置が必要

(2)考察

先に示したとおり、法の規定では届出は業所管大臣となっており、自治体は届出書を受け付ける経由事務という立場であるため、指導が必要な事業者を発見した場合、改善指導や事業所への立ち入り検査を行うことができない。またどの範囲までの業務を担うべきなのか不明確である。自治体がどのような役割を担うとしても、その位置づけを法令上で明確化することが必要と考えられる。

6 - 3 その他の項目

6-3-1 排出量・移動量の算出方法

(1)算出方法に係る規定等

化管法においては、省令において排出量・移動量の算出方法として以下の4種類の方法を規定しているが、4種類以外にも「各事業所において環境に排出される(当該事業所の外に移動する)第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法」を選択することも可能であるため、実質的にはいかなる算出方法も採用可能である。

- ・ 物質収支による方法
- ・ 実測による方法
- ・ 排出係数による方法
- ・ 物性値を用いた計算による方法

また、経済産業省と環境省では、算出方法について示した「P R T R排出量等算出マニュアル(第3版)」(平成16年1月作成、経済産業省、環境省)が両省のホームページで公表されている。

(2)条例における状況

地方自治体における条例で算出方法に規定しているものは調査した限りではなかった。

(3)算出方法に係る意見

自治体アンケートによれば、算出方法については地方自治体への問い合わせが多数寄せられ、対応に苦慮しているとの回答が数件あった(【参考資料1】参照)。

(4)考察

算出方法について政省令のなかで詳細を記述するのは困難と考えられるため、引き続き、「P R T R排出量等算出マニュアル」や各業界団体で作成される算出マニュアルの充実により対応すべき問題と考えられる。

6-3-2 対応化学物質分類名への変更

(1) 対応化学物質分類名への変更の現状

化管法では「第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものである」場合に対応化学物質分類名での届出を可能としている。しかしながら、第4回公表までに一度も対応化学物質分類名での届出が行われたことはない。

(2) 条例における状況

地方自治体に対するヒアリングによると、神奈川県では条例に基づく届出の場合には対応化学物質分類名での届出は認めていないとのことだった。

(3) 考察

現在のところ、対応化学物質分類名での届出は行われていなかったため、当該規定は削除をしても差し支えないと考えられる。ただし、届出事項が変更となった場合、より、企業秘密に近い項目が加わる可能性が否定できないため、届出事項の変更を考慮して削除の如何について検討を行う必要がある。

6-3-3 届出期間

(1) 届出期間の現状

届出期間については省令で毎年度6月30日までに行うことと規定されている。しかしながら、第1回～第4回届出では、期間を超えて提出されたデータも運用上受理しており、国から地方自治体に対して期間延長について連絡を行い、地方自治体から各事業者へ連絡されている。

(2) 条例における状況

地方自治体へのヒアリング結果によると、条例による届出については、締切以降も受理は行うという場合が多かった。これは、ISO等の取得の際に、条例による届出が必要な要件となっているため、届出の事実を作りたい事業者の要望に応えたもの等である。

(3) 届出期間に係る意見

届出期間を過ぎても受理をすべき、との意見が大半だった。また、届出期間を締切直前に延長することで、届出期間の遵守について指導を行ってきたことと矛盾した連絡を行うこととなるため、届出期間終了後の届出に関しては「集計に含めない」、「理由書を提出させる」、「再度届出期間を設ける」などが必要との意見もあった。

(4) 考察

届出期間終了後の届出については今後も起こりうる可能性が高いため、地方自治体ごとに対応が異ならないように対応を検討する必要がある。また、届出期間終了直前の期間延長については事業者への説明に苦慮するとの意見があったため、政省令において届出期間終了後の届出への対応を明確化し、延長は可能な限り避けるべきであると考えられる。

6-3-4 法の目的

(1) 法の目的に関する条文

化管法第一条では「この法律は、(中略)、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。」と謳っている。

(2) PRTRデータの活用における法の目的による支障

地方自治体へのアンケートによると68自治体中29自治体でPRTRデータを「問題が発生した場合の対策や検討」に活用していた。しかしながら、これに基づいて、汚染原因や事業者への指導を行う場合には法の目的を拡大すべきとの意見が、石川県、愛知県から挙げられた。

(3) 考察

現状では、実質的に化管法により届け出られたデータを行政で活用して、他法令の届出施設の特定、問題が生じた場合の事業者の特定及び指導などが行われている。

しかし、このようなPRTRデータの「活用」は、文字どおりの解釈では法の目的に合致していないとの考えも一部で示されている。したがって、現状のような「活用」を正当化するためには、法の目的の見直しを含めた検討も必要と考えられる。

6-3-5 届出様式

(1) 届出様式に係る意見

地方自治体へのアンケート調査及びヒアリング調査においては以下の意見が挙げられた。

- ・ 様式のスペースが狭い
- ・ 様式の簡略化(ふりがなの削除など)
- ・ 有効数字2桁の廃止
- ・ “0”と“-”の区別

(2) 考察

様式のスペースや記載方法については地方自治体の意見を参考に適宜修正を行うべきと考えられる。

6-3-6 電子情報処理組織

(1) 電子情報処理組織を使用した届出の現状

電子情報処理組織による届出の受理・送付等の流れを図 6-1 に示す。省令においては電子情報処理組織を使用する場合には、事業者は都道府県に対して「使用届出」を提出し、都道府県は識別番号(ユーザ ID)及び暗証番号(パスワード)を通知することとなっている。

また電子情報処理組織を用いた届出についても都道府県が内容の確認を行っているが、これについては「6-2 地方自治体の役割」にて検討を行う。

(2) 電子情報処理組織に係る意見

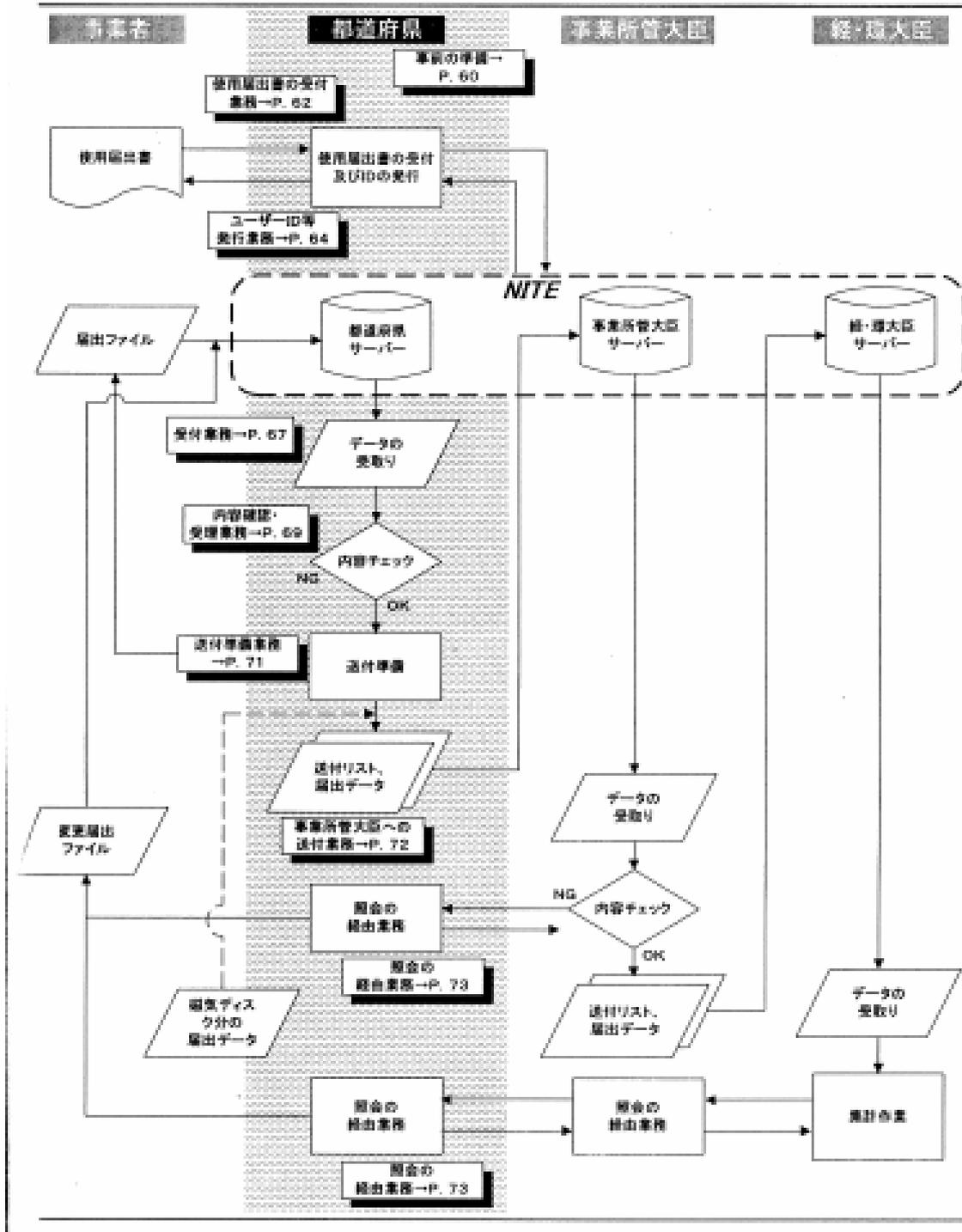
電子情報処理組織については内容(使い勝手)に関する意見も多数寄せられたが、これは法の運用として対応すべき問題のため、ここでは言及しない。

政省令改正に関係した内容としては、識別番号及び暗証番号の通知は都道府県を介さずに行って欲しいとの意見が地方自治体へのヒアリング及びアンケートにおいて数件あった。また、軽微な問題であっても都道府県で職権修正を行うことができないため、電子情報処理組織を使用した届出の受理を柔軟に対応できる形に改めるべきとの意見もあった。

(3) 考察

電子情報処理組織を使用した届出の必要性を含めて検討を行う必要がある。継続する場合には、地方自治体における内容確認作業の効率にも配慮する必要がある。

電子情報処理組織による届出(法第5条第2項)の受理・送付等の流れ



出典：「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 PRTR 事務処理マニュアル(第2版)」(平成15年3月、経済産業省、環境省)

図 6-1 電子情報処理組織による届出の受理・送付等の流れ